

「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務 基本仕様書

1 委託業務名

「熊本城秋のくまもとお城まつり賑わい創出イベント」企画運営等業務

2 目的

本業務は、熊本城において開催される秋のくまもとお城まつり（雲上の熊本城、夜間ライトアップ及び竹あかり等）期間中において、平日の昼間時間帯における誘客強化及び滞在時間の延長を図るとともに、夜間イベントとの相乗効果を生み出し、熊本城エリア全体の観光価値の最大化を図ることを目的とする。

3 履行場所

熊本城域及びその周辺エリア

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）11 月 30 日（月）まで

5 実施概要

- （1） 開催期間：令和 8 年（2026 年）10 月 2 日（金）～11 月 1 日（日）
開催日：期間内の平日（必須）※土日祝の実施については任意提案とする
- （2） 開催時間：原則：10:00～17:00
- （3） 業務内容（内容は提案による）

① 企画

- （ア） 平日昼間の誘客に資する内容であること
- （イ） 来場者が熊本城域及び周辺エリアの複数地点を巡ることで楽しめる回遊型企画を実施すること
- （ウ） 特別史跡熊本城跡及びその周辺の文化財的価値に十分配慮し、史跡の保存及び景観保全を損なわない内容であること
- （エ） 幅広い来場者層に対応する内容であること
- （オ） 長期開催（複数日）に対応した構成であること
- （カ） 夜間イベントへの誘導・連続性を意識した内容であること
- （キ） 来場者がイベント期間中に継続的に参加したくなる仕掛けや達成特典等を設けること
- （ク） 熊本城の魅力向上に資する内容であること
- （ケ） 熊本地震から 10 年という節目の年に当たることを意識した内容であること

② 運営

- (ア) 運営マニュアル作成
- (イ) 運営管理体制の構築
- (ウ) スケジュール管理
- (エ) 必要な人員配置(緊急対応体制含む)
- (オ) 設営・撤去
- (カ) 誘導・案内
- (キ) 安全対策(災害・荒天時対応等)
- (ク) 案内サイン・装飾の制作及び設置
- (ケ) 問い合わせ対応
- (コ) SNS 対応
- (サ) チラシ・ポスター制作

6 企画提案上限額

上限金額を 7,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

7 著作権に係る留意事項

- (1) 各企画におけるデザイン等の制作に当たり、第三者(熊本市及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (2) 本業務で制作した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)については熊本市に帰属するものとし、本業務以外の業務にて使用する場合がある。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本市の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 事業実施報告

受託者は、業務終了後速やかに、業務完了届及び本業務の実施状況が確認できる業務実施報告書を提出すること。

10 注意事項

- (1) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効

率的、効果的に業務を進めること。

- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。
- (6) 本業務は特別史跡熊本城跡内で実施することから、受託者は文化財保護法その他関係法令を遵守するとともに、史跡及び関連施設を毀損しないよう十分配慮すること。設営、撤去、装飾物の設置その他業務の実施に当たっては、委託者及び関係機関の指示に従うこと。